

【中小企業者等の金融円滑化に向けた体制の概要について】

渡島信用金庫は、地域の健全な事業を営む中小企業者及び個人のお客様に対して必要な資金を円滑に供給し、また、地域の事業者の経営相談・経営指導及び経営改善に関するきめ細やかな支援に取り組むことが、地域金融機関の最も重要な役割の一つであると認識し、適切なリスク管理の下、金融仲介機能を積極的に発揮してまいります。

I. 返済負担軽減等に関する取組み方針の概要

1. 中小企業のお客様から、返済負担軽減等の相談・申込があった場合は、お客様の経営実態を十分に把握した上で、今後の改善または再生の可能性を勘案し、迅速かつ真摯に取り組めます。
2. 個人のお客様から、住宅ローンの返済負担軽減等の相談・申込があった場合は、お客様の財産及び収入の状況を勘案し、迅速かつ真摯に取り組めます。
3. 他の金融機関や信用保証協会等と連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認、照会を行うなど、緊密な連携を図ります。
4. 返済条件の変更等を行ったお客様に対する信用供与についても適切かつ柔軟に協議・検討し、返済負担軽減等の履歴があることのみをもって、新規融資や返済条件の変更等の相談・申込みをお断りすることはいたしません。
5. お客様から、借入金の返済にかかる負担の軽減等の相談・申込みにお応えできない場合等は、理由や経緯について、できる限り丁寧にお客様の理解と納得が得られるよう十分な説明を行います。
6. 金融円滑化の実効性を確保するため、金融円滑化の主管部署を本部審査部とし、金融円滑化管理責任者を審査部長、また、営業店においては営業店長を金融円滑化の責任者として、金融円滑化が適切に行われるよう具体的な施策を実施しています。

II. 返済負担軽減等の実施状況を適切に把握する体制の概要

1. 金融円滑化管理責任者は、金融円滑化に関する各種情報や計数等を常務会等に報告し、必要に応じ、管理体制の改善を図ります。
2. 借入金の返済にかかる、負担の軽減等の相談・申込みに対応するため、各営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置し、返済条件の変更等の相談・申込みがあった場合は、内容等を記録し、関連情報等を金融円滑化管理責任者等に報告する体制をとっています。
3. 借入金の返済に係る相談・申込み内容等の記録については、5年間保存します。

Ⅲ. 苦情相談を適切に行うための体制の概要

1. 各営業店に「住宅ローン・事業性融資、ご返済方法、ご返済額変更等」のポスターを掲示し、相談窓口を周知しております。
2. お客様からの貸付条件の変更等に関し、お電話による相談または苦情については、本部経営監査部に「苦情相談窓口」を設置し、苦情相談を受付するとともに、苦情相談内容を管理する体制となっています。
3. お客様からの苦情相談の内容等については、本部経営監査部及び金融円滑化管理責任者において分析すると共に必要に応じて、理事会へ報告し、問題の解決に積極的に取組み、再発防止に努める体制としています。

Ⅳ. お客様の事業の改善または再生のための支援を適切に行うための体制の概要

1. 経営改善に向けての経営相談・経営指導を、お客様の経営実態等を踏まえて、審査部と営業店が連携し支援する体制としています。
2. 貸付条件の変更等により経営改善計画を策定した場合は、モニタリングを継続的に実施し、必要に応じて助言を行うなど、経営改善に向けた取組みを支援します。

以 上